

実需給期間に向けた業務関連について (請求・交付等)

2021年4月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 2021年度メインオークションに向けた見直し項目について
3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について
4. 今後の業務・運用関連の周知等

- 国の審議会（制度検討作業部会）や容量市場検討会において、2021年度メインオークション（対象実需給年度：2025年度）に向けた検討を進めており、4月26日に国の審議会で中間とりまとめが示された。
- 2021年度メインオークションでは、小売の激変緩和措置や、非効率石炭火力を対象とした措置等が新たに設定されたため、応札に向けた参加登録や実需給期間の運用業務へも反映し、引き続き、事業者向けの業務マニュアルや説明会資料等で示していく。
- **本日は、事業者向けの業務・運用の周知を進めるあたり**、容量確保契約金額や容量拠出金の支払い・請求に関する業務・運用の**主なポイントについてご説明**するとともに、今後の業務マニュアルのパブリックコメント等を用いた情報提供の進め方についてご報告する。

2. 2021年度メインオークションに向けた見直し項目について

3

(1) 小売事業環境の激変緩和措置に関する業務・運用について

- **小売事業環境の激変緩和措置**に関して、2025年度の実需給（2021年度メインオークション実施）以降の容量確保契約金額の交付について、国の審議会の整理が行われたところ。
- 今後、**業務マニュアルや事業者向け説明資料等へ反映**し、業務・運用の詳細内容の周知を行っていく。

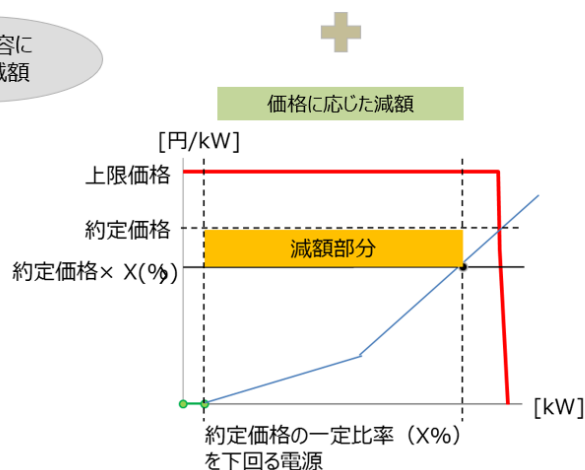
第49回制度検討
作業部会資料より

(参考) 激変緩和措置（減額方法の考え方）のイメージ

電源の経過年数
に応じた減額

2010年度末以前に建設された電源に対する支払額を一定比率減額

入札内容に
応じた減額



17

激変緩和の措置のシミュレーション（減額措置の比率）

- 激変緩和措置として、①電源等の経過年数に応じた減額と②入札価格に応じた減額を組み合わせることとしているが、その割合として、これまで事務局の案として①5～10%、②8割～9割前後という幅を示しつつ、前回、事務局として、①5%、②8割、という案を提示した。
- それに対して、委員からは、経過年数に応じた減額に大きく振るべき、電源の新陳代謝という制度趣旨を踏まえて上限の10%で、という意見がある一方で、5～10%は適当な数字であり、間をとる、例えば7.5%といった検討もあっていいのでは、といった意見をいただいた。
- 今回のオークションでは、逆数入札を無くすという前提で全体の折り合いをつけて前に進もうとしていることも踏まえると、経過年数に応じた減額を大きくすることには一定の課題が残るものの、電源の新陳代謝という容量市場の大きな目的を果たすという観点も重要であり、前回の議論を踏まえて、前回の事務局案を一部見直しし、①電源等の経過年数に応じた減額については7.5%、②入札価格に応じた減額については、約定価格×0.82とすることとしてはどうか。
- なお、この経過措置の扱いについては、これまで相当の議論があったテーマであり、2021年度のオークション結果を踏まえて、事後の検証は当然行っていくべきものであり、その検証次第では、あらためて見直しを行っていく可能性は排除されるものではない。
- また、経過措置以外のこれまで整理を行ってきた2021年度オークションに向けた見直しには、約定価格を一定程度引き下げる効果があるものと考えられる。その結果として、約定価格の水準が大きく下がることも考えられる。そのような場合の対応（例：約定価格がNetCONEの半分以上になった場合には②の減額措置は行わない）については、次回のオークションの結果を踏まえて、その次のオークションのための見直しとして検討を行っていくこととしてはどうか。

①電源等の経過年数 に応じた減額	②入札価格 に応じた減額	この場合の減額の規模感 (シミュレーション結果)
7.5%	約定価格×0.82	22%

23

2. 2021年度メインオークションに向けた見直し項目について

(2) 非効率石炭火力に対する誘導措置に関する業務・運用について

4

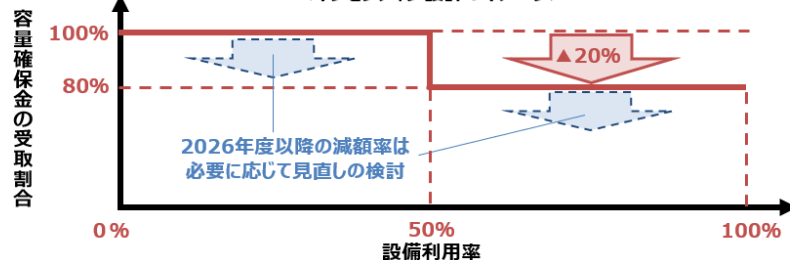
- **非効率石炭火力の誘導措置**に関して、2025年度の実需給（2021年度メインオークション実施）以降の設計について、国の審議会の整理が行われたところ。
- 今後、**業務マニュアルや事業者向け説明資料等へ反映し、業務・運用の詳細内容の周知**を行っていく。

第49回制度検討
作業部会資料より

【参考】誘導措置におけるインセンティブ設計について（減額率）

- 前回の作業部会で、非効率石炭火力の具体的な容量確保金の減額幅については、
①脱炭素化を進める観点からは強い稼働抑制を求められる一方、足許の供給力が必ずしも十分でないことを踏まえると、**非効率石炭火力の過度な退出を招かないよう留意する必要があること**
②インセンティブ強化により退出した非効率石炭火力の再稼働は極めて困難であるが、**非効率石炭火力の退出を促すため、インセンティブを段階的に強化すること**という考えの下で定めていくこととした。
- このとき、足下の平均設備利用率67%から減額の閾値50%まで稼働抑制する場合、約20%分の稼働抑制（収入減少）が発生。その中でも、稼働抑制のインセンティブを付与する観点から、誘導措置においては、50%まで稼働抑制できない場合、20%分の容量確保金の減額措置を講じることが一案。
- 係る観点から、**2025年度オークションにおいては、急激な減額による事業者の予見性喪失の緩和の観点も含めて、まずは設備利用率50%超の電源の減額率を20%として、2026年度以降の減額率については、石炭火力の稼働状況等も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。**

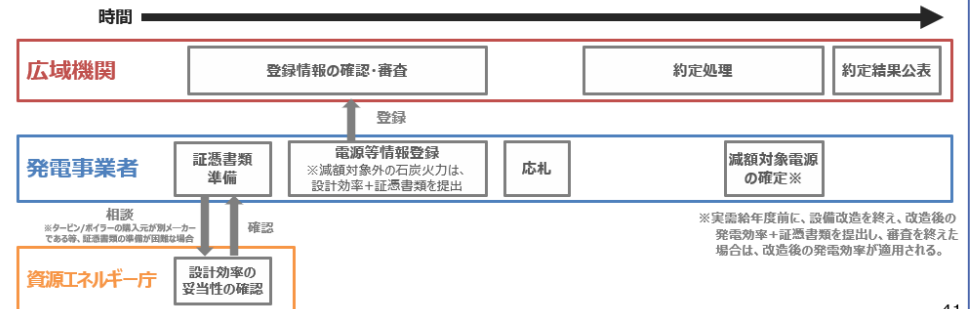
＜インセンティブ設計のイメージ＞



39

減額対象電源の確認スキーム

- 発電事業者は、電源等情報登録において、石炭火力※のうち、減額対象ではない発電所（設計効率42%以上）の設計効率とその証憑書類を広域機関に提出。
※石炭火力は、主燃料が石炭である発電所を表している。例えば複数の燃料種を混焼している発電所において、石炭の割合が最も高い場合、石炭火力に該当する。
- 証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。
- ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合※は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得る。
※タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等。このとき、機器メーカーは自社機器の効率のみ試験・保証しており、総合効率については、各機器のメーカー保証効率も用いつつ発電事業者が算出することとなる。



※実需給年度前に、設備改造を終え、改造後の発電効率+証憑書類を提出し、審査を終えた場合は、改造後の発電効率が適用される。

41

2. 2021年度メインオークションに向けた見直し項目について

(3) 容量拋出金の一般送配電事業者負担額について

- **容量拋出金の一般送配電事業者負担額**の見直しについて、国の審議会の整理にもとづき、2025年度の実需給（2021年度メインオークション実施）以降の整理が行われたところ。
- 今後、容量拋出金の配分の算定に関して、**業務マニュアルや説明資料等へ反映**し、業務・運用の詳細内容の周知を行っていく。

容量拋出金の一般送配電事業者負担額について

第48回制度検討
作業部会資料より

- 初回オークションにおいて、容量拋出金の送配電負担は、託送料金で回収される調整力の固定費分に合わせてH3需要の6%とされた。
- H3需要の6%相当を託送料金負担とすることは、2016年の小売全面自由化時の託送料金認可において決定。これは、確保すべき調整力をH3需要の7%とした上で、従前の託送料金原価に5%相当が織り込まれていたことを踏まえ、小売負担分2%の半分に相当する1%を控除して定められたものである。
- その際、小売負担分を2%でなく1%とした理由として、以下が示されている。
 - － 調整力として有用な電源が、限界費用が高く設備利用率が低いため、長期停止あるいは廃止となる可能性がある。
 - － その結果、一般送配電事業者にとって指令対象たり得る電源が減少し、また、予備力の調達に現在よりもしくなる可能性も否定できない。
 - － こうした点を起こり得るものと評価することで、2%相当分のうち半分程度を、こうした可能性への対応に充当することを暫定的に認めることとする。
- その後、約5年が経過し、当時懸念されていた指令対象たり得る電源の減少が現実のものとなり、過去5年間で当時の休廃止計画を上回る1,600万kW超の火力電源が廃止された。また、2020年度の供給計画では今後も、火力電源の休廃止が進む計画となっている。
- こうした状況変化を踏まえ、次回オークションにおいては、調整力の固定費の小売負担分1%を送配電負担とし、容量拋出金の送配電負担を7%としてはどうか。
- あわせて、2025年度以降、一般送配電事業者が負担する容量拋出金の託送料金負担の在り方について、現在、新たな託送料金制度の詳細設計を進めている電力・ガス取引等監視委員会において検討を行うこととしてはどうか。

- 容量拠出金や容量確保金額の請求、支払時期、精算フローについては、国の審議会や本検討会において整理を行っている。
- 例えば、容量確保金額の支払時期や経済的ペナルティの小売電気事業者への還元、容量拠出金は、①前年度の季節のピーク時の電力（kW）を基礎とし、②各月の小売りのシェア変動を加味した上で、小売電気事業者間の配分を決定し、一般送配電事業者と小売電気事業者に各月の請求を行うこと等の整理を行っている。
- また、上記に加えて、2021年度メインオークション以降の見直しでは、容量拠出金の一般送配電事業者の負担割合について新たな整理も行われたところ。
- 今後、これらの整理を踏まえつつ、**実需給期間の業務・運用の詳細化を進め、業務マニュアルや説明会資料では様々なケースも想定しながら示していく**にあたり、本日は主なポイントについてご報告する。

＜主なポイント例＞

- ① 経済的ペナルティを反映した交付に関する扱い
- ② 実需給期間前の市場退出時の経済的ペナルティの請求
- ③ 実需給期間中に供給力が提供できなくなった時の扱い
- ④ 実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェア算定
- ⑤ 経済的ペナルティの還元、及び容量拠出金未回収分の算定
- ⑥ 経済的ペナルティの還元と容量拠出金の未回収分の算定で用いるシェア配分値
- ⑦ 実需給前に発生した経済的ペナルティの還元方法
- ⑧ 容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、容量確保契約金額を12で除した金額の交付、および経済的ペナルティを算定した額をもとに、月次で支払もしくは請求を行うことを、募集要綱と約款で示している。
- また、月次の容量確保契約金額の支払は、第23回容量市場検討会において、発電事業者等の交付を対象月の5ヶ月後に行うことと整理している。
 - 容量確保契約金額は、容量拠出金の月次の入金をもとに月次で交付を行うこととし、容量確保契約の支払金額・請求金額の確定にあたっては、アセスメントを踏まえることとしている。

※容量拠出金の請求は、第23回容量市場検討会において、対象月の3か月後と整理している。

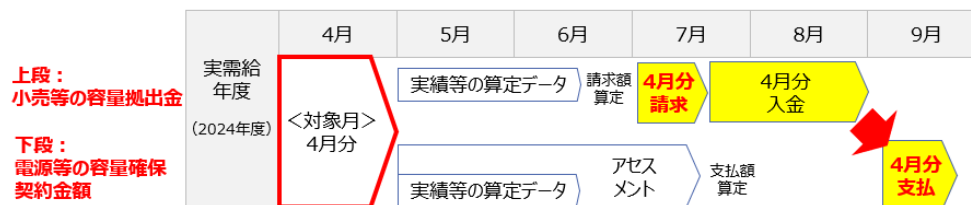
5. 容量拠出金や容量確保金額の精算フローについて

10

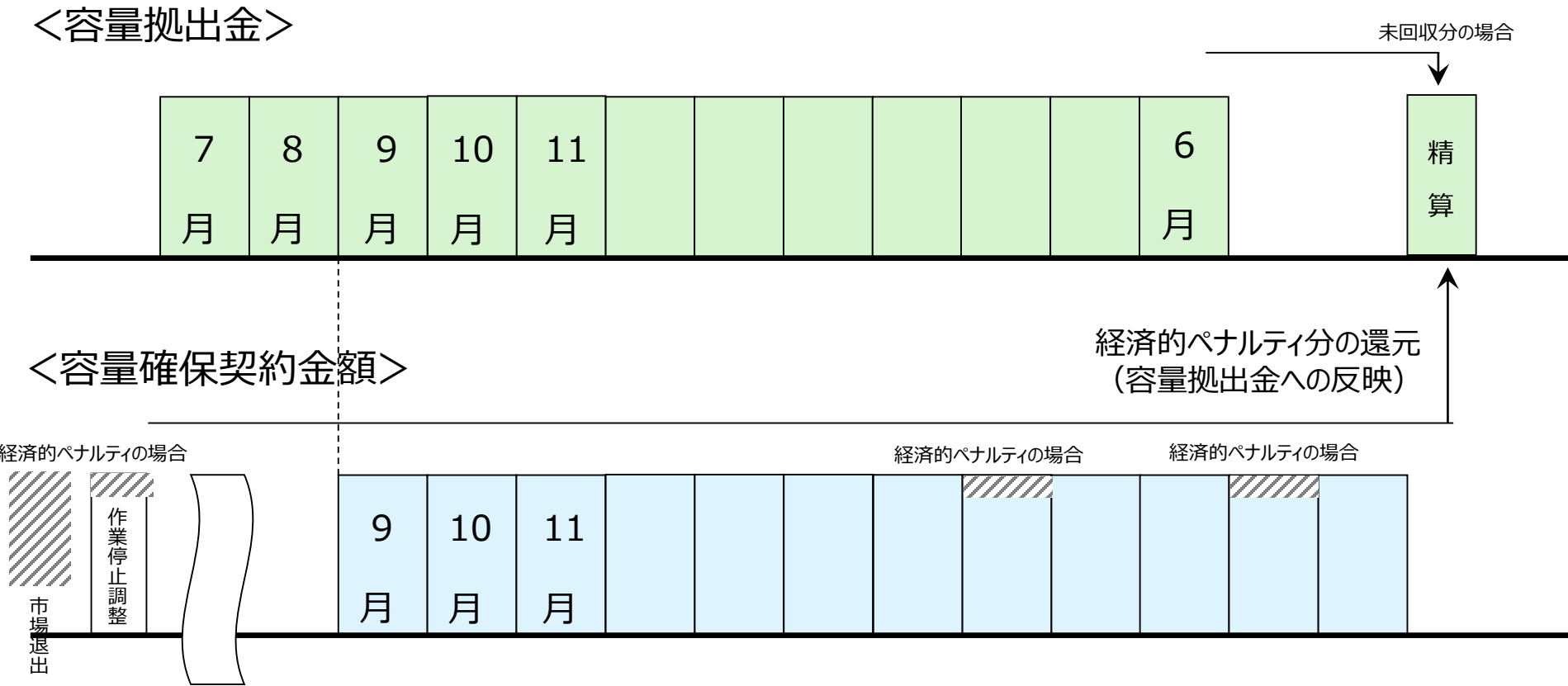
第23回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

- 容量拠出金と容量確保契約金額の請求・支払は、実績等を踏まえた算定やアセスメントを踏まえた支払額の算定が行われる。請求や支払はいずれも市場管理者を通じて受け渡しが行われる。
- 容量確保契約金額の支払いは、発電事業者等のキャッシュフローの負担を鑑みることとしていることから、年度末等にまとめて支払うのではなく、容量拠出金の毎月の入金をもとに、毎月支払いを行うこととはどうか。
- この場合、小売電気事業者等への請求は対象月の3か月後、発電事業者等への支払は対象月の5ヶ月後となる。
 - 例えば、4月を対象月とする場合、容量拠出金は7月に小売電気事業者等へ請求を行い、容量確保契約金額は9月に発電事業者等に支払を行う。
- なお、発電事業者等のアセスメントについては、内容により事業者からの報告が必要な場合もあり、容量確保契約の支払金額の確定にあたっては、発電事業者等にとっても一定の対応期間が必要となる。

<請求・支払のスケジュールのイメージ>

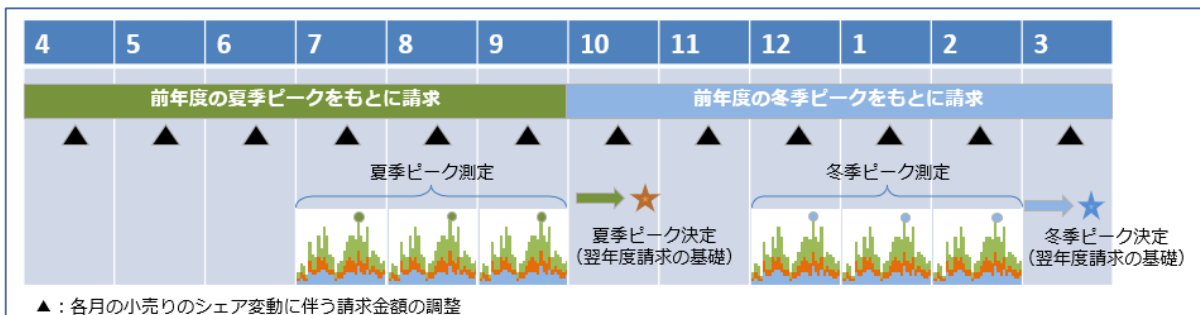


- 4月を対象月とする容量確保契約金額(各月) は、9月 (N+5月) に交付が行われる。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は容量拠出金へ反映を行うため一定の時期に精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させる。

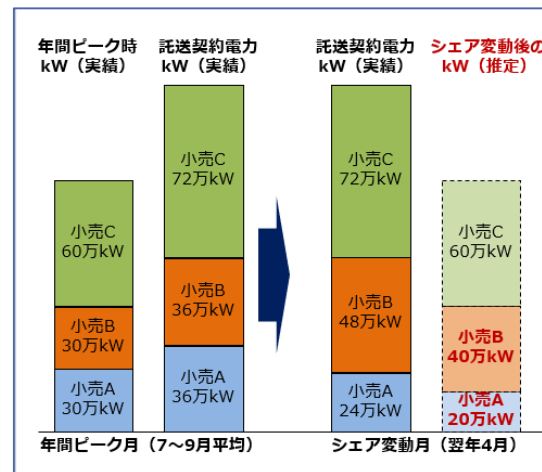


- 容量拠出金は、第20回制度検討作業部会において、①前年度の季節のピーク時の電力（kW）を基礎とし、②各月の小売りのシェア変動を加味した上で、小売電気事業者間の配分を決定し、一般送配電事業者と小売電気事業者に各月の請求を行うことと整理している。
 - ①前年度の季節のピークは、夏期ピーク（7月、8月、9月）と冬期ピーク（12月、1月、2月）実績を用いる
 - ②各月の小売電気事業者ごとのシェア変動は、当該月における託送契約電力をもとに算定する
- また、経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分は、第28回制度検討作業部会において、小売電気事業者への配賦に反映させることと整理している。

<請求スケジュールの調整イメージ>



<小売のシェア変動時の調整イメージ>



第20回制度
検討作業部
会資料より

- 容量拠出金は、第20回制度検討作業部会において、①前年度の季節のピーク時の電力（kW）を基礎とし、②各月の小売りのシェア変動を加味した上で、小売電気事業者間の配分を決定し、一般送配電事業者と小売電気事業者に各月の請求を行うことと整理している。
- 4年前のメインオークションの時点で、実需給年度の容量確保契約金額の約定総額が算定されるが、追加オークションや市場退出等による約定総額の変化、実需給期間の前年の季節ピーク時の電力、各月の小売りのシェア変動等によって、事業者個別の実需給年度の容量拠出金が算定される。

2020年9月14日 約定結果の公表資料より

容量市場 制度詳細説明会資料より

2. 2020年度実施 容量市場メインオークション（対象実需給年度：2024年度）の約定結果
（2）約定総容量、約定価格、約定総額

8

<全国約定の結果>

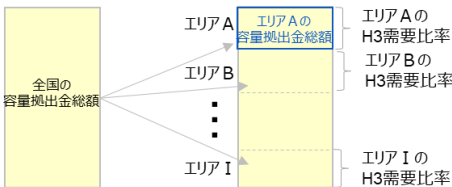
	約定総容量	約定総額（経過措置控除後）
全国	167,691,648 kW	1,598,741,200,454 円

<エリア毎の詳細>

エリア	約定価格 [円/kW]	エリア毎の約定容量	エリア毎の約定総額 （経過措置控除後）
北海道	14,137	5,931,674 kW	55,423,740,938 円
東北	14,137	17,652,765 kW	172,065,583,278 円
東京	14,137	52,980,791 kW	533,957,812,195 円
中部	14,137	25,276,498 kW	239,894,145,880 円
北陸	14,137	5,472,871 kW	48,163,218,067 円
関西	14,137	28,343,041 kW	263,665,271,051 円
中国	14,137	7,657,972 kW	66,165,627,292 円
四国	14,137	7,018,482 kW	63,189,463,641 円
九州	14,137	17,357,554 kW	156,216,338,112 円

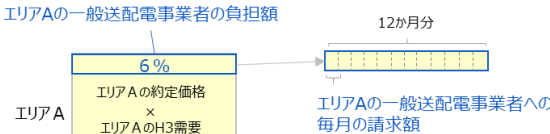
①エリア別の容量拠出金総額の算定※1

全国の容量拠出金の総額をエリア別のH3需要比率※2に応じて、各エリアに配分する。



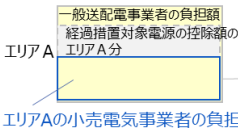
②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定※1

エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%を乗じること、エリア毎の一般送配電事業者の容量拠出金の負担額および毎月の請求額を算定する。



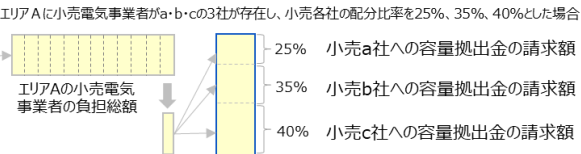
③小売電気事業者の負担総額の算定※1

当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置対象電源の控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



④各小売電気事業者への請求額の算定※1

エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。



※1 市場が分断されない場合
※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について 精算・交付に関する詳細内容の項目例（1/2）

- 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について、これまでの整理を踏まえながら、具体的な内容を説明しつつ、**業務マニュアルや説明資料等で詳細な内容を示していく。**
- 容量確保契約金額や容量拠出金に関しては、今後実施する業務マニュアルの**パブリックコメント等のQ A等も提供**を行っていく。

＜主なポイント例と、これまでの整理＞

＜容量確保契約金額＞

検討項目	これまでの整理	詳細内容の項目例
容量確保契約 金額の交付 について (交付時期)	● 容量確保契約にもとづき、容量確保契約金額が交付される。 ● 容量確保契約金額を12で除した金額の交付、および経済的ペナルティを算定した額をもとに、月次で支払もしくは請求を行う。 ● 支払もしくは請求の時期については、対象月の供給力提供等のアセスメントを踏まえて、対象月の5ヶ月後に行う。	①経済的ペナルティを反映した交付に関する扱い
容量確保契約 について (調整不調や退出 等の契約反映)	● 約定結果の公表によって、容量確保契約が成立する ● 実需給の2年前に行われる作業停止計画の調整の結果を契約に反映する。 ● 発動指令電源の実効性テスト結果により市場退出や一部退出となった場合は、契約に反映する。 ● 電源等が、実需給前に市場退出や一部退出した場合は、契約に反映する。	②実需給期間前の市場退出時の経済的ペナルティの請求 ③実需給期間中に供給力が提供できなくなった時の扱い

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について 精算・交付に関する詳細内容の項目例（2/2）

12

<容量拠出金>

検討項目	これまでの整理	詳細内容の項目例
容量拠出金 について (シェア配分・算定 手順)	● 容量拠出金は月次で算定し、対象月の3か月後に請求を行う ● 容量拠出金の未回収分は、容量拠出金に反映する。 ● 前年度の季節のピーク時の電力と各月の小売りのシェア変動を用いてシェア配分を行う。	④実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェア算定 ⑤経済的ペナルティの還元、及び容量拠出金未回収分の算定 ⑥経済的ペナルティの還元と容量拠出金の未回収分の算定で用いるシェア配分値
容量拠出金 について (還元等)	● 経済的ペナルティの還元は小売電気事業者を対象とする。	⑦実需給前に発生した経済的ペナルティの還元方法

<共通>

検討項目	これまでの整理	詳細内容の項目例
端数調整 について	● 容量確保契約金額の端数調整は、単位は1円とし、端数は切り捨てる。	⑧容量拠出金の端数調整

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

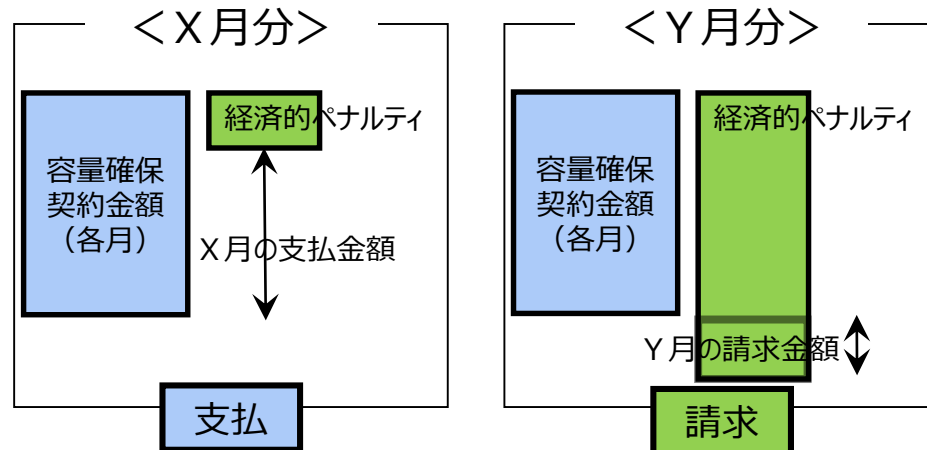
13

①経済的ペナルティを反映した交付に関する扱い

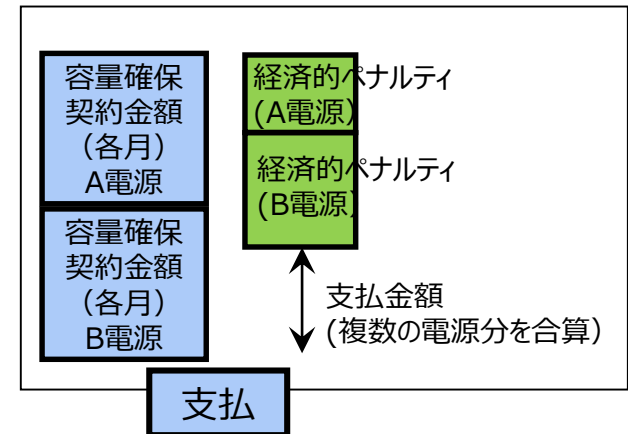
- 容量確保契約に対して経済的ペナルティが発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額を合算して、月次の支払もしくは請求が行われる。
- 経済的ペナルティの月次の算定額が容量確保契約金額（各月）を上回る場合は事業者に請求する。
 - なお、経済的ペナルティ未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算※が行われる。
- また、容量確保契約の締結は事業者単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合は、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務が合算されて精算される。

※経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない。

＜合算した交付・請求イメージ＞



＜複数の電源※で契約書を締結している場合のイメージ＞



3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

14

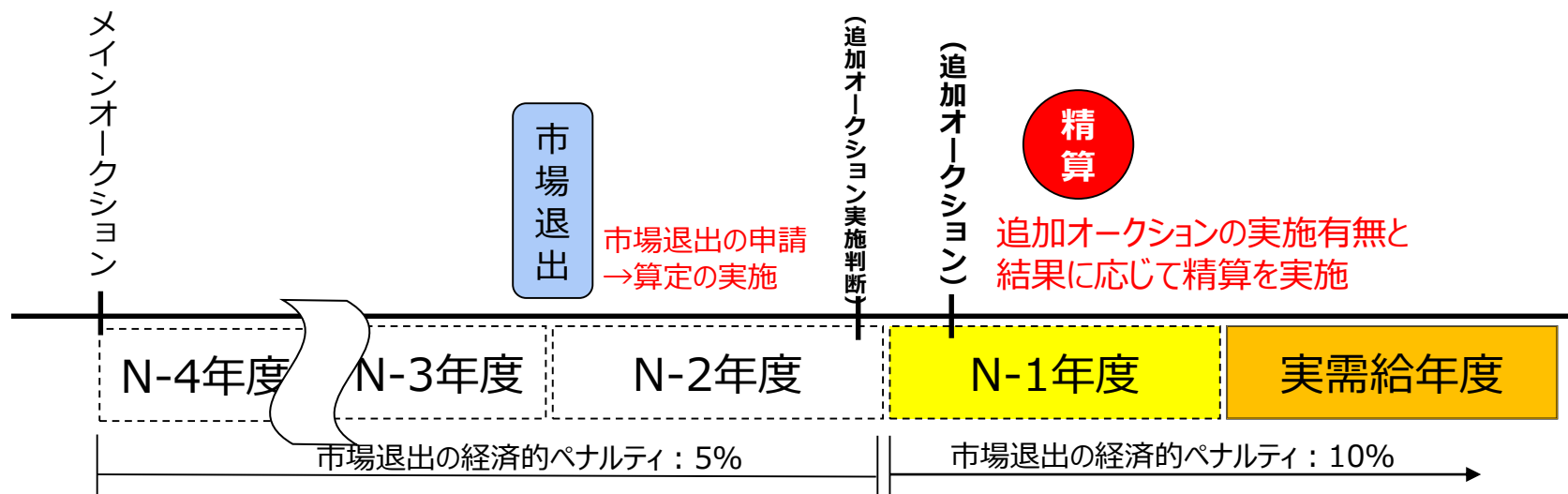
②実需給期間前の市場退出時の経済的ペナルティの請求

- 容量確保契約を締結した事業者が実需給前に市場退出した場合、経済的ペナルティが科される。
- 実需給前の経済的ペナルティは、市場退出時期や追加オークションの開催可否、約定価格により算定額が変動※1,2するため、例えば、**実需給期間前に市場退出した場合の経済的ペナルティは、追加オークションの実施に応じて精算が行われる**こととなる。
- なお、実需給期間前の市場退出は、短期間で修復困難な電源トラブル等が考えられるが、その場合には、**まずは電源差替を検討することが想定**される。

※1 追加オークション実施判断前の経済的ペナルティ額は5%、実施判断後の経済的ペナルティは10%

※2 追加オークションが開催されない場合やリリースオークションが開催された場合、調達オークションの約定価格がメインオークションを下回った場合は経済的ペナルティは返金される。また、調達オークションの約定価格がメインオークションの105%を下回った場合は、調達オークションとメインオークションの価格差額分が返金される。

＜実需給期間前の経済的ペナルティの算定・精算の時期のイメージ＞



3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

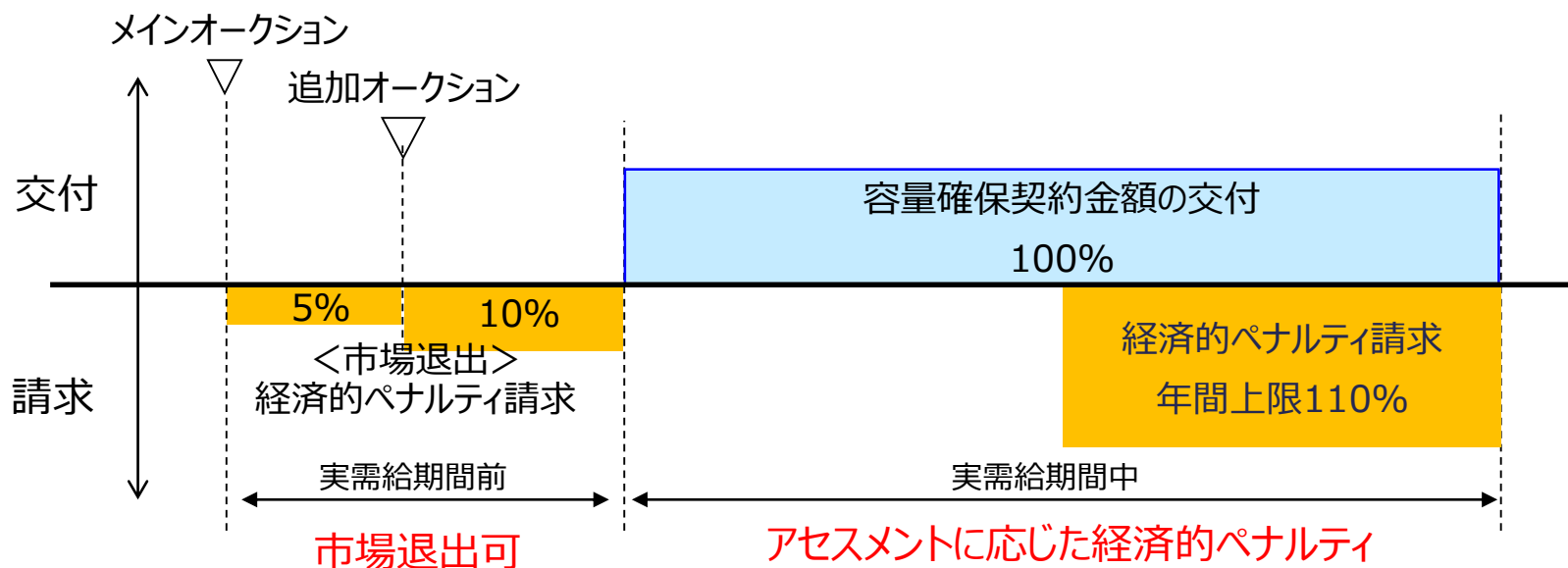
15

③実需給期間中に供給力が提供できなくなった時の扱い

- 容量確保契約の締結後、大規模な電源トラブル等で供給力の提供ができなくなった場合は、契約にもとづいて実需給期間の供給力の提供が可能となるよう、事業者には早期の復旧や電源差替対応等が求められる※1。
- また、実需給期間中は、供給力の提供に対してアセスメントが行われ、契約にもとづく供給力の提供ができない場合は経済的ペナルティが科されることとなる。
- 容量確保契約は年間を通じた契約であり、**実需給期間前の市場退出※2は可能**としているものの、**実需給期間中において**は供給力の提供が開始されていることから、供給力が提供できない場合は市場退出の扱いではなく、**アセスメント結果に応じた経済的ペナルティが科される**。

※1 市場退出のタイミングは、第13回容量市場検討会において、容量確保契約の締結後より行うことができると整理している。

※2 電源トラブル等によりやむを得ず休廃止とする場合は市場退出が可能のため、市場退出の10%が科される。



3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

16

④実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェア算定

- 容量拠出金のシェア配分は、前年度の夏冬のピーク時のシェアと、前年度と当年度の契約電力の比率を用いて算定が行われる。
- **小売電気事業者が新規参入した場合**は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、**当該年度の各月託送契約電力全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率**を維持するように**エリアシェアを算定**し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の**託送契約電力の案分**によって、**個々の事業者のシェアを算定**※する。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う。

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{前年度エリアH1発生時平均需要kW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の当該月の託送契約電力kW}}$$

$$\begin{aligned} \text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェアkW} = & \frac{\text{当該月の託送契約電力に占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW}}{\text{当該月の託送契約電力に占める新規参入以外の事業者の比率}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW}} \end{aligned}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 エリアH1需要発生時 平均需要kW	前年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
A	-	2,500	2,000	2,200	2,750
B	-	2,000	1,500	1,650	2,200
C	撤退	1,500	1,000	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	50	①
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	100	② 64
合計		6,000	4,500	4,000	X=193 ③ 129
					④ 5,143

**新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率3.75%を維持するエリアシェアkWを算定**

$$\begin{aligned} \text{① } X &= (2,750 + 2,200 + X) \times 3.75 \% \\ X &= 192.85 \div 193 \end{aligned}$$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

$$\begin{aligned} \text{② } & 193 \times 50 \div 150 \div 64 \times \\ \text{③ } & 193 \times 100 \div 150 \div 129 \times \end{aligned}$$

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

$$\text{④ } 2,750 + 2,200 + 193 = 5,143$$

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

17

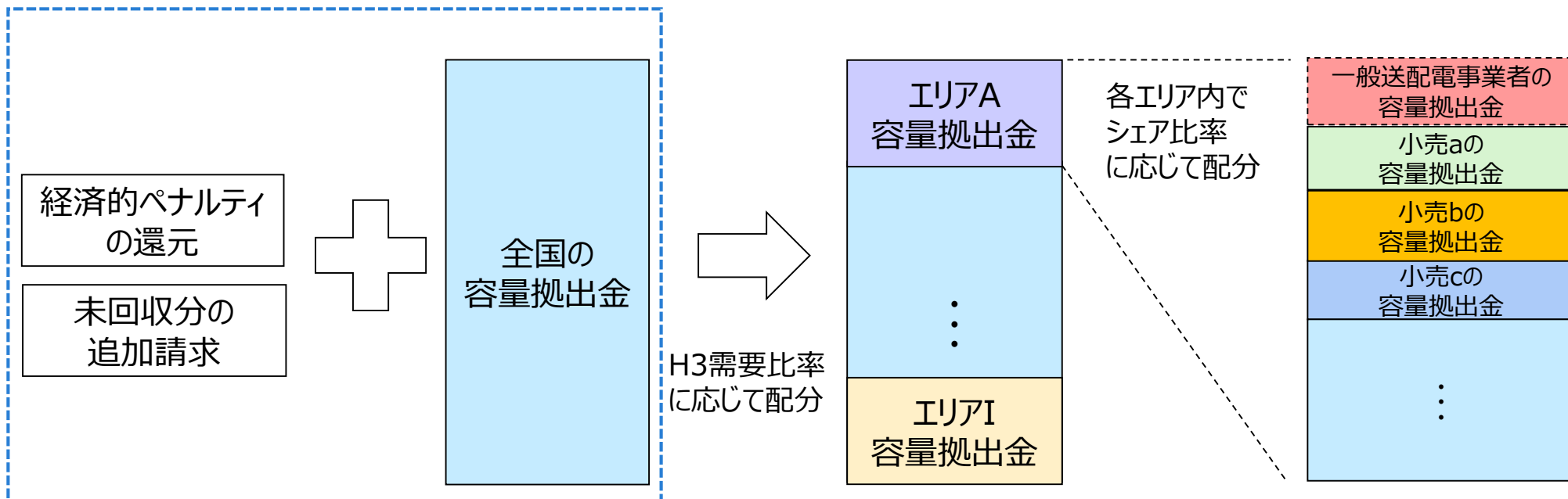
⑤経済的ペナルティの還元、及び容量拠出金未回収分の算定

- 容量拠出金の請求金額は、事業者のシェア比率を用いて行うこととしている。具体的には、全国の約定総額からエリア毎の約定総額を算定し、各エリアで事業者間のシェア比率を用いた配分を行うこととしている。
- 小売電気事業者に対する**経済的ペナルティの還元と容量拠出金未回収分の算定**については、容量拠出金に反映することとしており、配分方法については、事業者間の容量拠出金と同様に**シェア比率を用いて算定**を行う。

※1 一般送配電事業者は、経済的ペナルティの還元の対象ではないこととしている。

※2 一般送配電事業者の容量拠出金の未回収分が生じた場合は、一般送配電事業者を対象として算定を行う。

※3 経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分のシェア比率算定は小売電気事業者を対象とする。



3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

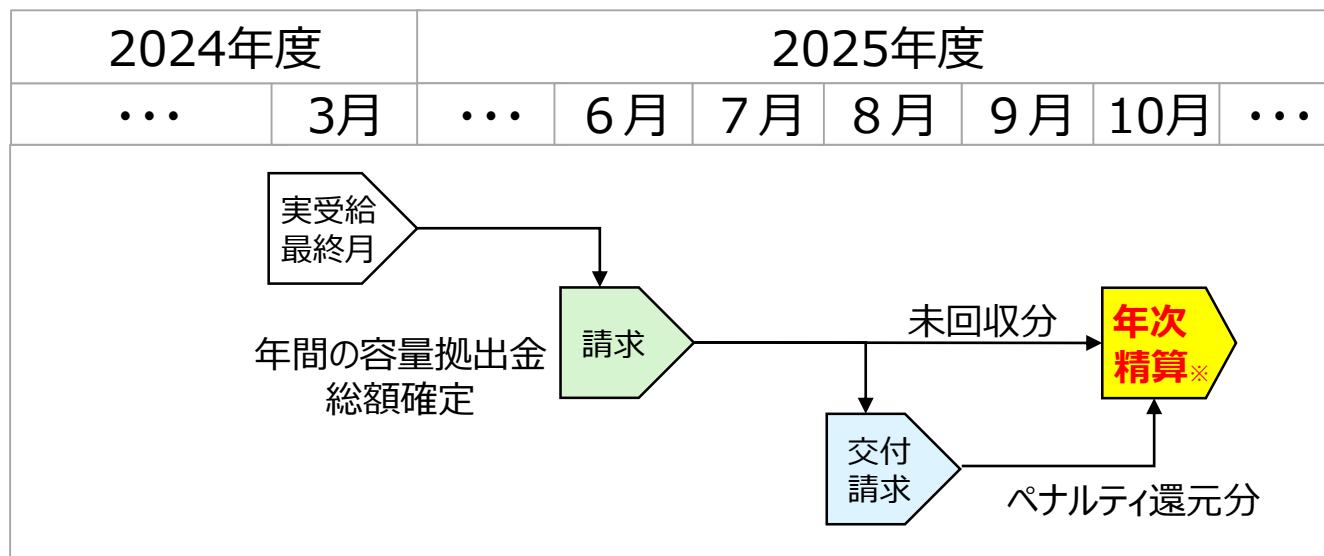
18

⑥経済的ペナルティの還元と容量抛出名の未回収分の算定で用いるシェア配分値

- 第16回容量市場検討会において、容量確保契約金額に科された**経済的ペナルティの還元、および容量抛出名の未回収分**は、小売電気事業者の容量抛出名に反映※¹することと整理している。
- 小売電気事業者の容量抛出名に反映するにあたり、シェア配分は容量抛出名の当該年度を通じたシェアがもととなるため、**年間12ヶ月間分のシェア配分をもとに算定**を行う。
- 具体的には、各月シェア配分の累計を当該年度の3月分まで用いて算定・精算※²を行う。

※1 具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしている。

※2 当該年度の翌年10月に還元等の精算行う。また、容量抛出名の還元等の算定の対象は未払い事業者を除外する。



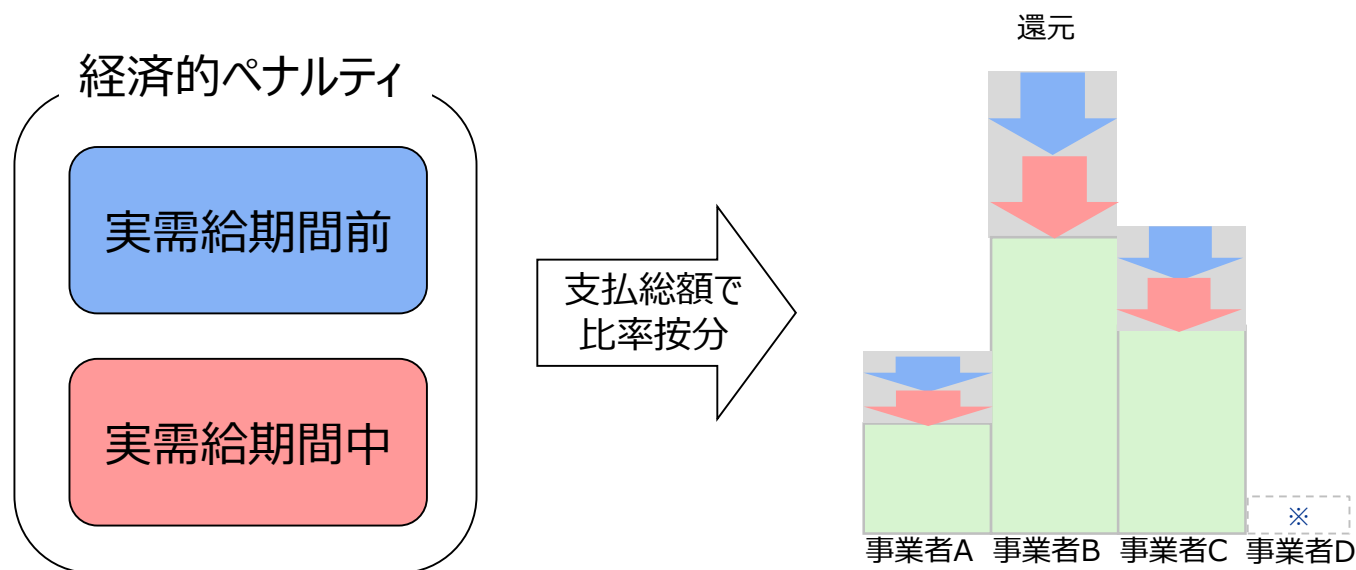
※年次精算で未払い等が生じた場合は、再算定し、年次精算月の翌月以降で請求

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

19

⑦実需給前に発生した経済的ペナルティの還元方法

- 経済的ペナルティは、実需給期間の前において、市場退出や実効性テストにより生じる場合がある。
- 実需給期間中の経済的ペナルティの小売電気事業者への還元は、月次でシェア変動があることから、年間の容量拠出金総額のシェアを用いて算定を行うこととしている。
- 実需給期間前の経済的ペナルティの小売電気事業者への還元についても、年間の容量拠出金総額により算定を行う。



<年間の容量拠出金に対する還元のイメージ>

※精算時に未払の生じている事業者は還元の対象外

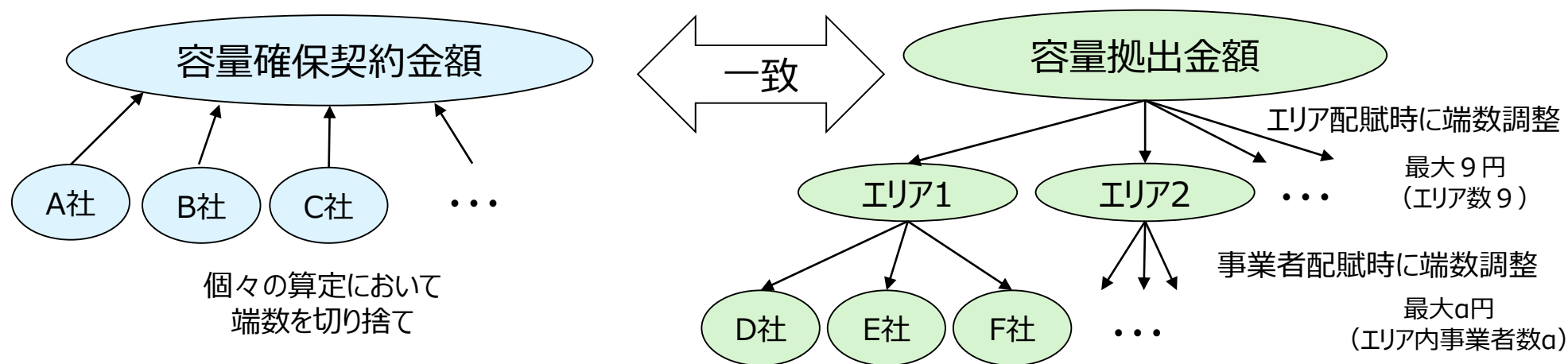
3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

20

⑧容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとしている。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要なところにおいては、端数の切り捨てにより端数調整を行う。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分やシェア比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われる。
- 容量拠出金の算定過程で整数化を行う場合、端数の切り捨てを用いた場合、端数調整において特定の事業者負担が偏る可能性があるため、**容量拠出金の算定過程の整数化においては、端数の四捨五入により端数調整**を行う。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整**※する。

※最大値には、プラスとマイナスの両方の調整が行われる。



- 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容については、引き続き、**業務マニュアルや説明会資料**に詳細を反映しつつ、業務マニュアルの**パブリックコメントや問合せ内容を踏まえたQ A**等でも示していく。
- 特に、オークション内容の見直しにともない、**2024年度と2025年度で変更が生じたところ**もあることから、丁寧に説明・周知を行っていく。
- また、**広域機関HP**において最新の資料提供と共に、**容量市場のWEBサイト（容量市場かいせつスペシャルサイト）**も用いて、業務・運用関連のよくある問合せなどをわかりやすく情報提供していく。

